

平成29年7月24日

標準契約書（契約条項）の一部改正について

杉並区契約事務規則第42条の2の規定に基づく標準契約書（契約条項）の一部を別紙のとおり改正しました。

1 改正内容

国土交通省の訴訟において、破産法（平成16年法律第75号）等に基づき破産管財人等から契約が解除された場合、違約金が生じる旨記載がなかったため、請求権が認められないという判決が確定したことを踏まえ、破産管財人等による契約解除があった場合でも違約金が生じるよう規定を整備しました。

2 施行年月日

平成29年8月1日

改正後の契約条項は、公告その他の契約の申込の誘引（以下「公告等」）による契約にあっては、施行日以後に公告等及び入札が行われるものに適用し、施行日前に公告等が行われたものにあつては、なお従前の例によるものとする。

また、随意契約など公告等による契約以外の契約は、施行日以後に指名通知または見積もり合わせ通知を行う契約について適用し、施行日前に指名通知または見積もり合わせ通知が行われたものについては、なお従前の例によるものとする。

3 改正する契約条項

請負・委託
請負・委託（モニタリング有）
請負・委託（長期継続契約）
請負・委託（長期 モニタリング有）
賃貸借
賃貸借（長期継続契約）
物品供給
人材派遣
自動車供給
印刷製本請負
警備業務委託
警備業務委託（長期継続契約）
物品（ライセンス）
観光バスの供給
運行業務委託（モニタリング有）

総務部経理課契約担当